

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (ワクチン接種証明書の有効性の条件変更の開始日変更)

【ポイント】

- 1月27日付領事メールでお知らせした「ワクチン接種証明書の有効性の条件変更」に関し、その開始日を2月15日から5月1日に変更するとの政令が、2月8日に新たに公布されました。
- この変更により、ワクチンを2回接種してから既に6ヶ月を経過している方が、2月15日以降にハンガリーに入国する場合でも、保有するそのワクチン接種証明書は未だ有効となります。

【本文】

●1月27日付領事メールにおいて、2月15日より、ハンガリー政府発行のワクチン接種証明書の有効性の条件が変更され

- ・原則として、ワクチンを3回接種した方のみ有効
- ・2回のみ接種の方は、2回目の接種日から6ヶ月以内の方等に限る

になるとお知らせしましたが、2月8日に新たに公布された政令により、その開始日が5月1日に変更されました。

●この変更により、ワクチンを2回接種してから6ヶ月を経過している方が、2月15日以降にハンガリーに入国する場合でも、保有するそのワクチン接種証明書は未だ有効となります。

なお、日本で発行されたワクチン接種証明書は、ハンガリー入国の際には使用できませんのでご注意ください。

●本件政令による変更は、開始日の変更のみであり、その他有効性の条件に変更はありません。

有効性の条件については、1月27日付領事メールをご覧ください。

<https://www.hu.emb-japan.go.jp/files/100040254.pdf>

【参考】

※外務省海外安全 HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

※厚生労働省 HP (日本に帰国される方はこちらをご参照ください)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※ 領事窓口における予約制

来館者の皆様の感染予防のため、領事窓口は予約制とさせていただきます。窓口をご利用される際(パスポート、証明書、戸籍届出等)は、電話(06-1-398-3100(代))又はメール(consul@bp.mofa.go.jp)で予約をお取りいただくようお願いいたします。